

どうする!? どうなる!?
九州一広い佐伯市の

第5回「中心市街地の“主要事業その1”」

中心市街地

現在計画中の「中心市街地活性化計画」では、特に、「民間事業」が重要視されています。民間事業と公共事業を効率よく実施することで、官民一体（市民協働）のまちづくりを進めていこうと考えています。今号と次号では、現在計画している中心市街地での主要な事業についてお話しします。

今回は、市街地の整備事業と交通事業について、主な事業をお知らせします。

1. 市街地の整備事業

市街地の整備事業は、中心市街地への交通手段の改善や回遊路の整備、広場整備などを行う事業のことです。

①回遊路環境整備事業

市民の皆さんと意見交換をしながら、愛着の持てる道路の景観整備をすることにより、地元の人だけでなく市外から訪れた人が楽しみながら歩ける道づくりのほか、景観整備にあわせて地元の人が取り組む活動などを促す事業で、主な場所として、駅前から港を結ぶ通りや山際通り（国木田独歩館前）などを予定しています。

【事例】



着工前（新屋敷通り）



着工後



地元の取組（イベントなど）

②公園、まちかど広場整備事業

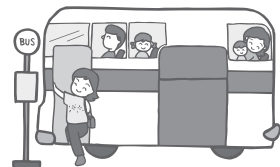
日常的なにぎわいの場として、気軽に休憩できる場所やミニイベントなどができる広場、公園を整備する事業で、主な場所は、大手前・仲町周辺地区の広場、駅前・港周辺地区の公園などを予定しています。このほかにも、上記回遊路環境整備事業①や前回（市報10月1日号）でお知らせした大手前開発計画にあわせて、案内板や標識の整備なども実施していく予定です。

2. 交通事業

交通事業は、周辺部から市街地への交通手段の改善や、中心市街地内での移動の利便性を向上させるための事業です。

・コミュニティバス社会実験事業

利用者調査を行いながら、主要施設や観光拠点などを回るコミュニティバスの実験運行を行い、今後の住民の移動手段の可能性を探る事業です。



○次回以降は、主要事業のうち都市福利施設事業、まちなか居住事業、商業の活性化事業についてお知らせしていきます。

各地域で行う詳細な事業については、随時お知らせします。また、「佐伯市中心市街地のまちづくり」のホームページから活性化に向けての取組や活動についてご覧になれます。

《問い合わせ》企画課まちづくり推進係（☎22-4059、ホームページアドレス：<http://www.city.saiki.oita.jp/chusinsigaichi/index.html>）